

公 示

(プロポーザル方式)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2021 年度および 2022 年度に 2 回の研修委託業務契約を実施する予定の 2 案件（計 4 回）について、別紙のとおり公示します。なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：永井）宛にお願いします。

2021 年 9 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

1. 業務概要

(1) 業務名：2021-2022 年度課題別研修「中南米向け 小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）」コースおよび「アフリカ地域 市場志向型農業振興（行政官）(C)」コース研修委託業務

(2) 業務場所：JICA 筑波（茨城県つくば市高野台 3-6）

(3) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり

(4) 業務期間：

中南米向け小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）コース及びアフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(C) コース、共に 2021 年度に 1 回、2022 年度に 1 回の実施を予定（計 4 回）。

以降両コース名について次の略称を用います。

中南米向け小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）コース：中南米コース
アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(C) コース：アフリカ (C) コース

2021 年度コースの期間は次のとおりです。なお 2022 年度コースの実施時期については後日決定します。

1) 事前プログラム期間：

中南米コース	2021 年 12 月上旬～2021 年 12 月下旬
アフリカ (C) コース	2022 年 1 月上旬～2022 年 1 月下旬

2) 遠隔研修期間：

中南米コース	2022 年 1 月 10 日～2022 年 1 月 14 日 2022 年 1 月 24 日～2022 年 1 月 28 日
アフリカ (C) コース	2022 年 2 月 7 日～2021 年 2 月 11 日 2022 年 2 月 21 日～2022 年 2 月 25 日

3) 事後プログラム期間：

中南米コース	2022 年 1 月下旬～2022 年 7 月下旬
アフリカ (C) コース	2022 年 2 月下旬～2022 年 8 月下旬

(5) 契約履行期間（予定）：

中南米コース	2021 年 11 月下旬～2022 年 3 月上旬
アフリカ (C) コース	2021 年 12 月上旬～2022 年 3 月中旬 (事前準備・事後整理期間を含みます。)

2. 業務受託上の条件

本研修委託業務の契約は、2020年度～2022年度までに実施する計4回の研修コース全体を対象とし、契約書については、年度・コース毎に4回に分割して締結します。

2021年度分の研修は、遠隔（オンライン等）にて実施します。

2022年度分の研修については、本邦研修を予定していますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大等の世界情勢を鑑み、別途実施形態を検討します。

2021年度は、上記の通り、中南米コースは、2021年11月頃から2022年3月頃まで、アフリカ(C)コースは、2021年12月頃から2022年3月頃までを契約履行期間とします。

2022年度は、アフリカ(C)コースについては、同様に2022年12月頃から2023年3月頃までを契約履行期間とする予定です。一方で中南米コースについては、研修プログラム期間外における、研修員のアクションプラン実施へのフォローアップ、国際ワークショップの運営補助を業務委託内容に含むため、契約履行期間に関しては、業務受託者と協議の上、柔軟に設定します。

なお、金額や数量、研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議し決定します。

3. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において令和01・02・03年度全省庁統一資格若しくは平成31・32・33年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
 - ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
 - エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポ

ーザルは無効とします。

- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

4. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記3.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手下さい。

(1) 全省庁統一資格者である者

1) 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除下さい。

- 2) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- 3) 誓約書（様式1）

（参考） ・ 国際協力機構ホームページ

<https://www.jica.go.jp/index.html>

・ 競争参加資格確認申請書

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

・ 研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱い

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

5. プロポーザル方式による選定手続き

契約相手方の選定については、契約担当役が競争参加者資格確認を通知した者からプロポーザルの提出を受け、その審査結果を基に契約交渉順位を決定し、選定します。

（1）競争参加資格確認申請書

提出期限 ： 2021 年 10 月 4 日（月）

（郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後 4 時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時≪午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除きます≫）

提出部数 ： 正 1 部

提出場所 ： JICA 筑波 研修業務課

（2）今後の選定スケジュール（予定）

1) 競争参加資格確認結果の通知：2021 年 10 月 7 日（木）

2) 企画競争説明書交付：2021 年 10 月 7 日（木）（電子データで配布します。同日に電子データが届かない場合は、下記担当者連絡先までお知らせ下さい。）

3) 企画競争説明書に係る質問

① 質問期間：2021 年 10 月 8 日（金）～2021 年 10 月 14 日（木）午後 4 時

② 提出先：下記（8）連絡先参照

③ 提出方法：下記リンク上の質問書（「プロポーザル方式(国内向け物品・役務等)」様式 質問書）に質問事項を記入の上、メールまたは FAX にてご連絡下さい。

リンク：

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

④ 質問に対する回答：2021 年 10 月 21 日（木）までに応募者全員に回答します。

- ⑤ 公正性、公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は原則としてお断りしています。ご了承下さい。
- 4) プロポーザル提出期限及び場所
 - ① 提出期限 : 2021 年 10 月 25 日 (月)
(郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後 4 時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時≪午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除きます≫)
 - ② 提出場所 : JICA 筑波研修業務課

(3) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき。
- 2) 提出されたプロポーザルに記名押印がないとき。
- 3) 同一法人等から 2 種類以上のプロポーザルが提出されたとき。
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務総括者等人員の配置が計画されているとき。
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- 6) 機構が定める「契約競争参加資格者指名停止等措置細則」(平成 16 年細 則(調)第 18 号)に基づく指名停止を受けている期間中である法人等からプロポーザルが提出されたとき(なお、プロポーザルの提出後であっても審査結果の通知前に指名停止を受けたものを含みます。)
- 7) 前号に掲げるほか、本指示書又は独立行政法人国際協力機構会計関連規程に違反したとき。

(4) プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

1) プロポーザルの評価基準

本件業務では、法人としての経験能力等、研修委託業務の実施方針等、業務総括者の経験・能力等からプロポーザルの評価を行います。プロポーザルの評価の結果、プロポーザルを提出した法人等の評点について第 1 順位と第 2 順位以下との差が僅少である場合(プロポーザルの技術評価点の差が 2.5%以内)に限り、プロポーザルと共に提出される見積価格とその算出根拠を加味して交渉順位を決定します。

2) 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価の上、交渉順位については、2021 年 11 月 4 日(木)までに、プロポーザルを提出した全者に対し通知します(予定)。

(5) 契約交渉

- 1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位 1 位の法人等から契約交渉を行います。

- 2) 契約交渉の場所および日程については評価結果とあわせて通知します。
- 3) 契約交渉に当たっては、当方が提示する本指示書および提案いただいた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- 4) 当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内容や具体的な根拠資料を提供いただき、各業務に係る経費を精査します。

(6) 最終見積書の提出、契約書作成および締結

- 1) 上記（5）により合意に至ったものは、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- 2) 別添「研修委託業務概要」及び下記サイトに掲載の各種様式を参照し、速やかに契約書を作成し締結するものとします。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- 3) 契約金額については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

(7) プロポーザルの取扱いについて

- 1) JICA 筑波が企画競争説明書配布時に貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。
- 2) プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- 3) プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位決定、契約交渉および契約締結後の契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、法令等に従い他機関に提供することがあります。
- 4) 不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、プロポーザルを提出した法人等の要望があれば返却しますので、返却を希望する場合は、選定結果通知後 2 週間以内にお申し出下さい。特に要望がない場合には適切に処分（シュレッダー処理）致します。

(8) 担当者連絡先

〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6
JICA 筑波 研修業務課 担当者：永井 新生
TEL 029-838-1744 FAX 029-838-1119
E-mail Nagai.Shinsei@jica.go.jp

6. 競争参加資格がないと認められた者およびプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者またはプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者は、当機構に対してその理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

- 1) 競争参加資格がないと認めた者：2021年10月13日（水）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。
 - 2) プロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者：2021年11月10日（水）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。
 - 3) 提出場所：上記5（8）参照
 - 4) 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参、または郵送
- (2) 当機構は、説明を求めた者に対し、面談形式（または書面）により、回答します。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 共同企業体の結成：認める。
- (5) 委託業務の詳細は研修委託業務概要（別添）によることとします。
- (6) 契約経費：当機構が定める研修実施経費基準に基づき、研修委託にかかる諸経費（業務人件費、管理費）、その他研修実施に必要な直接経費（講師謝金、資機材費等）を支払います。
- (7) 見積書作成にあたっては、企画競争説明書および国際協力機構ホームページの「研修委託契約における見積書作成マニュアル」を参考にしてください。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/guideline_mitumori_02.pdf
- (8) 国際協力機構の契約競争関連規程は、国際協力機構ホームページの「調達情報」（アドレス <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。

(注) 情報の公開について

「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」（下記リンク）のとおり、機構の契約に関する情報を機構ウェブサイトにて公表いたします。

なお、本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページにて公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情

報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解
とご協力をお願いいたします。

(イ) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

- i) 当機構の行為を秘密にする必要があるとき
- ii) 予定価格が次の基準額を超えない契約
 - ii-① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
 - ii-② 財産の買入れの場合、160 万円
 - ii-③ 物件の借入れの場合、80 万円
 - ii-④ 上記以外の場合、100 万円
- iii) 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(ロ) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当
機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること。

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者である
かを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得る
と認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めているこ
と（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に
掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における
取引の実績によることとします）。

(ハ) 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、
次に掲げる情報を公表します。

- i) 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構
課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最
終職名
- ii) 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- iii) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれか
に該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- iv) 一者応札又は応募である場合はその旨

(二) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内

(ホ) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

以上

2021-2022 年度課題別研修「中南米向け 小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）」および「アフリカ地域 市場志向型農業振興（行政官）(C)」コース
研修委託業務概要

1. コース概要

(1) 研修コース名：

課題別研修「中南米向け 小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）」コース
（以下：中南米コース）および
課題別研修「アフリカ地域 市場志向型農業振興（行政官）(C)」コース（以下：ア
フリカ(C)コース）

(2) 研修期間：(2021 年度)

中南米コース 2022 年 1 月 10 日（月）～2022 年 1 月 28 日（金）

アフリカ(C)コース 2022 年 2 月 7 日（月）～2022 年 2 月 25 日（金）

(3) 研修の背景：

近年、アフリカ諸国では、その農業政策において、自給自足的農業から商業的農業への転換を提唱し、市場志向型農業を打ち出している。市場志向農業を打ち出している国の一つ、東アフリカに位置するケニアでは、園芸作物（野菜・果物等）は第二位の輸出額を誇る重要なセクターであるが、園芸作物の 80%以上を生産している小規模園芸農家は、農民組織の弱さ、生産・品質管理技術の不足、限られた販路と不安定な価格、農村部のインフラの未整備等の問題に直面しており、依然として低所得のままである。

このような状況を打破するため、ケニア政府からの要請を受け、JICA はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクトを実施している。プロジェクトでは、農家に「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための「SHEP アプローチ」を生み出し、活動の結果として、対象農民の所得向上という成果をあげた。日本は、ケニアの経験をアフリカ諸国に共有すべく、2013 年の TICADV において、この SHEP アプローチをアフリカ 10 カ国に展開することを公約し、2016 年の TICAD VI でもその実施が確認された。

また、中南米地域の国々は、アフリカ地域と比較すると所得水準が高い国が多いものの、国内の貧富の格差は大きい。土地の細分化が進み、零細農家が多くを占めており、農村部の貧困層を形成している。零細農家の多くは未だ市場や技術へのアクセスが限定的であり、販路を持っていないのが実態である。このような状況の中、小規模園芸農家が市場へアクセスするために SHEP アプローチを導入することで、零細農家の貧困削減に貢献することが期待されている。

このような背景のもと、アフリカ (C) コース及び中南米コースは、今後 SHEP アプローチの導入を希望するアフリカ諸国・中南米諸国を対象に、SHEP アプローチに基づく活動の実施に際しての知識を得るとともに、各国での導入・普及をより円滑に進めるために実施するものである。

(4) 使用言語：

中南米コース：西語

アフリカ (C) コース：仏語

通訳が必要な場合には、JICA が配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 定員(予定)：

中南米コース：23 名 (応募状況・選考過程により増減あり)

アフリカ (C) コース：20 名 (応募状況・選考過程により増減あり)

(6) 割当国(予定)：

中南米コース：エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア (8 か国)

アフリカ (C) コース：ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、ニジェール、セネガル (5 か国)

(7) 対象組織(中南米コース、アフリカ (C) コース共通)：

農業普及やアグリビジネス振興に従事する行政機関、NGO、農民組織、大学等

(8) 研修員資格要件(中南米コース、アフリカ (C) コース共通)：

- 1) 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
- 2) 農業普及やアグリビジネス振興に従事する中央官公省庁または
地方政府の中堅行政官、NGO 職員、農民組織職員、大学教員 (市場志向型農業振興に向けた小規模農家支援事業の計画立案及び実施を担う者)
- 3) 小規模農家支援の計画立案及び実施の実務経験を 3 年以上有する者
- 4) 研修に耐え得る健康を有すること。
- 5) 遠隔研修を受講できる IT 環境 (PC やインターネット等) があること。

(9) 上位目標(中南米コース、アフリカ (C) コース共通)：

SHEPアプローチを活用したアクションプラン実践により、パイロットサイトの小規模農家の所得が向上する。

(10) 案件目標(中南米コース、アフリカ (C) コース共通)：

本研修で学んだ SHEP アプローチを用いた活動が、研修員により帰国後、実践され

る。

(1 1) 単元目標(中南米コース、アフリカ(C)コース共通) :

- 1) 研修員の母国における園芸作物(野菜)栽培/流通/販売システム又はその普及体制における課題が抽出/分析される。
- 2) 「情報の非対称性」の理論と日本における実例を理解し、説明できる。
- 3) 農家の内発的動機(モチベーション)を高めて活動を持続させるアプローチを理解し、説明できる。
- 4) 2)~3)をふまえて、1)で検討された問題の解決のためのアクションプラン案が作成できる。
- 5) 4)で作成されたアクションプラン案を、所属組織で具体化し、実践する。

(1 2) 研修プログラム内容

2021年度は、世界的なCOVID-19の感染拡大の影響により、研修員の国を超えた移動が困難になっているため、オンラインを活用した遠隔研修を実施する。研修受託者はその企画、運営方法について、JICA担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

1) 事前プログラム

中南米コース 2021年12月上旬~2021年12月下旬
アフリカ(C)コース 2022年1月上旬~2022年1月下旬

研修員は、自国における小規模農家が参画する園芸バリューチェーン及び小規模農家に対する普及事業の現状と課題及び想定される課題の解決方法について記載したインセプションレポートを作成する。

2) 遠隔メインプログラム

中南米コース 2022年1月10日~2022年1月28日
アフリカ(C)コース 2022年2月7日~2022年2月25日

講義、討議、演習、動画視聴等を通じ、SHEPアプローチの基本的考え方を理解する。また、各研修員が自身の立場・役割を振り返った上で、SHEPアプローチを推進していくために必要な知識を学び、活用可能なアイデアを引き出し、それを基に各国に適合させたアクションプランを作成する。講義、討議、演習、動画視聴等の詳細は、以下のとおり。

- ① 事前プログラムにおいて明確化した本研修参加目的の確認と、作成したレポートに基づくグループ討議
- ② 市場志向型農業およびSHEPアプローチの基本的な考え方、活動ステップ概要

- ③ 日本の農業・農業政策・制度概要、農政の実施体制(国・県・市それぞれの役割分担)、官民の協力関係、普及手法、農業協同組合・農民組織化、ジェンダー等
- ④ 園芸作物(野菜)の市場動向把握、生産・流通・販売システムの全体像と主要アクターの役割と視点、アクター間に存在する情報の格差
- ⑤ 関係者(とりわけ農家)のモチベーションとスキル・知識を向上させるための活動方法
- ⑥ 日本の事例からの学びのとりまとめ及び自国での活用方法の検討

3) 在外補完プログラム(2021年度コースでは実施しない)

2022年度コースにおいて在外補完プログラムを実施する場合には、メインプログラム終了直後に約一週間の期間で在外補完プログラムを実施する。中南米コースではグアテマラ、アフリカ(C)コースではセネガルでの実施を予定。内容は以下の通り。

- ① グアテマラ・セネガルで実施された「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(SHEP)」の関係者との討議や対象地域の視察、市場調査演習を通して、SHEPアプローチの考え方や活動内容の把握
- ② グアテマラ・セネガルでの学びのとりまとめ及び自国への活用方法の検討

4) 事後プログラム

中南米コース	2022年1月下旬～2022年7月下旬
アフリカ(C)コース	2022年2月下旬～2022年8月下旬

研修終了後2週間以内に、研修員が所属機関・関係機関に対し、研修成果を共有する。また、6か月以内に活動進捗をJICAに対して報告する。なお、事後プログラムにかかる業務は契約の対象外。

(13) 研修実施方法

2021年度は世界的なCOVID-19の感染拡大の影響により本邦での研修実施とせず、オンラインを活用した遠隔研修とする。2022年度については情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法(遠隔研修、本邦研修、遠隔・本邦併用研修)を協議の上決定する。

また、基本的に研修内容(講義、教材、レポート等)は中南米コースとアフリカ(C)コースで同一のものとし、それぞれ西後と仏語に訳したものを使用する。

1) 講義・自習

テキスト・レジュメ・動画等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。遠隔研修では、研修員によるアクセスが容易かつ自己

学習しやすい教材を準備して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理して下さい。

2) 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

3) 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、研修終了後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

4) レポート作成・発表

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の研修終了後の問題解決能力を高めるよう配慮する。また、研修終了後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。各レポートの狙いは以下の通り。

① インセプションレポート

自国における小規模農家が参画する園芸バリューチェーン及び小規模農家に対する普及事業の現状と課題及び想定される課題の解決方法について、各研修員が遠隔研修開始前に分析・記述した報告書。本レポート作成を通じて、遠隔研修プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。

② デイリーレポート

各講義や演習、視察で学んだ事項を研修員自身が振り返って整理するとともに、各研修員の理解度を確認する。

③ アクションプラン

遠隔研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題解決のために取り得る対応策を論理的に取り纏めさせるためのもの。最終的には研修員自身の自発的な活動がなされ、所属先もしくは関係組織において承認され、活動が実施されることが期待される。

5) 研修付帯プログラム（JICA側が主に実施するプログラム）

① プログラムオリエンテーション

技術研修の開始に際し、JICA事業の中の研修事業、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

② 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

6) オンライン実施手法について

遠隔研修の実施にあたっては、主として下記①②の手法を効果的に組み合わせ実施すること。また、オンラインでの質問票や小テスト、学習内容レポート等、進捗管理や知見の共有をする方策も取り入れ、具体的手法をプロポーザルにて提案すること。

① Web Based Training (以下「WBT」)

基礎的な理論や知識について、テキスト・レジュメ、視聴覚教材等の教材を準備の上、オンライン上にて研修員に共有し、各研修員が自国で自己学習を行う手法。

教材については研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことも念頭に置き、研修員が自己学習しやすい教材とし、またその作成方法について、プロポーザルにて提案すること。あわせて自己学習の進捗管理方法についても提案すること。

なお、研修員へ教材を共有するためのプラットフォームはGoogle Classroom、YouTube、JICA-VANを想定しているが、別のツールを利用する場合にはプロポーザルにて提案すること。また、提案に際しては、セキュリティや安定性、研修参加国の通信状況を勘案し、適切なツールを選択の上、別途遠隔研修プラットフォーム費用のみを記載した遠隔研修プラットフォーム見積書を作成し、提案書の添付資料とすること。ただし、別のツールを利用する場合には、JICA情報システム室への申請及び承認が必要となり、その手続きに1～2ヵ月程度を要する可能性があることに留意すること。

③ Webinar

④ オンライン会議ツールを活用し、WBTでの学習内容を補完したり、特定のテーマを講演するオンラインセミナーを実施したりする。Webinarでは双方向のやり取りが可能となるため、WBTで実施困難な意見交換や質疑応答の時間を十分に取る。

遠隔研修においては、研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことを念頭に置き、Webinarの実施回数や時間について、研修員が参加しやすい設計とし、プロポーザルにて提案すること。併せて研修参加国間の時差への対応方法についても提案すること。

なお、WebinarツールとしてZoomを想定しているが、別のツールを利用する場合にはプロポーザルにて提案すること。また、提案に際しては、セキュリティや安定性、研修参加国の通信状況を勘案し、適切なツールを選択の上、別途オンライン会議ツール費用のみを記載したオンライン会議ツール見積書を作成し、提案書の添付資料とすること。ただし、別のツールを利用する場合には、JICA情報システム部への申請及び承認が必要となり、その手続きに1～2ヵ月程度を要する可能性があることに留意すること。

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積及び経費処理
- 3) 研修員選考会への出席
- 4) JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整
- 5) 研修監理員との調整・確認
- 6) コースオリエンテーションの実施
- 7) 研修の実施・運営管理とモニタリング
- 8) 研修員の技術レベルの把握
- 9) 各種発表会の実施(研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む)
- 10) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 11) 研修員からの技術的質問への回答
- 12) 単元目標・案件目標の達成度確認
- 13) 評価会への出席、実施補佐
- 14) 閉講式への出席、実施補佐(閉校式を実施する場合)
- 15) 反省会資料の作成、及び反省会への出席と議事録の作成
- 16) 講義・自習、演習、見学の評価・分析
- 17) 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- 18) その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- 19) JICA 筑波への講義テキスト・各種レポート等提出(原本及びデータ)
- 20) 上記及び下記(2)(3)を遠隔で実施するための準備、実施

(2) 講義、演習、討議の実施に関する事項

- 1) 講師・実習先の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書等の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認・手配
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認(翻訳、印刷を含む)
- 6) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認および著作物利用承諾書取り付け
- 7) 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け
- 8) 講義等実施時の講師への対応
- 9) 講師謝金の支払い
- 10) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 11) 講師(ないし所属先)への礼状の作成・送付

(3) 見学(研修旅行)の実施に関する事項(遠隔研修の場合は視察動画を使用)

- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- 2) 見学先への引率（遠隔研修の場合はなし）
- 3) 見学謝金等の支払い
- 4) 見学先への礼状の作成と送付

(4) 事前準備/事前プログラムに関する事項

インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整

(5) 事後整理に関する事項

- 1) JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- 2) 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- 3) 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

以下は、中南米コースにおいて上記（１）～（５）に加えて実施する業務

(6) 研修員のアクションプラン実施のフォローアップ

中南米各国における SHEP の展開は、これまで主に元研修員によるアクションプランの実施により進められてきた。本研修の受託者は、本業務により、研修員によるアクションプランの実施状況の把握や助言を行い、そこから得られた知見を元に研修改善の提言や関係者へ事例の共有を行う。これらにより、中南米における SHEP の広域展開を支援する。

2022 年度には、遠隔でのフォローアップに加え、Covid-19 の情勢次第では、受託者が現地へ渡航し活動することも可能。具体的な手法はプロポーザルにて提案すること。

(7) 国際 SHEP ワークショップの開催補助

2022 年度（時期は未定）にグアテマラ（または遠隔）で、中南米地域各国での SHEP アプローチの事例共有を目的とした国際ワークショップの開催が予定されている。受託者は、当ワークショップのプログラムへの提言や、2021 年度中南米コースの研修員が発表者となる場合、発表原稿作成への助言を行う。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2021 年度分実施においては、本コースに関する事項をもれなく記載した業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下の期限までに提出する。

中南米コース：2022 年 2 月中旬（予定）

アフリカ(C)コース：2022 年 3 月上旬（予定）

4. その他

- (1) JICA は SHEP アプローチの展開及び研修の事後活動促進の視点から、研修指導者（JICA 国際協力専門員及び/もしくは専門家）の配置を予定。研修指導者は、全プログラムの計画、実施、評価の全般にわたる技術的助言および研修員に対する技術指導・助言を行う。本業務受託者は、これらの関係者との調整を十分図るものとする。
- (2) 映像教材の作成は受託者（再委託可）とする。その費用は見積に含めること。再委託の場合は遠隔研修経費に積算し、業務従事者が行う場合は業務人件費に積算すること。他方、映像教材の作成は JICA 筑波が指定する業者を通じて別途行うことも可能である。その場合の動画教材作成費用は見積計上不要とし、受託者は JICA 筑波が指定する業者との調整を行うものとする。
- (3) JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (4) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細について変更される可能性がある。
- (5) 本業務は 2021 年度、2022 年度に実施する 2 案件、計 4 回の研修コースを対象とする。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

2021-2022 年度課題別研修「中南米向け 小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）」コースおよび「アフリカ地域 市場志向型農業振興（行政官）(C)」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに

相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上